

私たちはお客様の成長を支援し、“力チあるもの”を創ります

the Heartful OAG

Vol. 201

2022年1月号



- 02 OAGグループのご紹介
- 03 年頭ごあいさつ
- 04 OAGミーティング
- 06 中小企業経営強化税制と事業再構築補助金のセットプレー
- 09 改正電子帳簿保存法!
- 10 私のOff-Time
- 11 安のカメラ紀行
- 12 トピックス・セミナー・メディア掲載情報



CHALLENGE





OAGグループのご紹介

OAGグループでは、経営者・法人・個人における複雑化・多様化するニーズ・課題に対して、
税務・労務・法務等の卓越した専門家が連携し、時代の変化に柔軟で高品質な
プロフェッショナルサービスをご提供します。

グループの強み



グループ相関図



サービス一覧

OAGグループのサービスはお客様の成長に合わせて必要な時に、
必要なピースを組み合わせてご利用いただけます。



年頭ごあいさつ

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。
OAGグループサイトのトップページに動画を掲載しておりますので、
ご覧いただけますと幸いです。

グループ代表 太田孝昭

OAGグループ



リニューアルいたしました!

毎月お読みいただき、誠にありがとうございます。おかげさまで今号で201号となり、これを機にリニューアルをいたしました。今後、コンテンツをさらに充実させて、OAGグループのさまざまな面をご紹介しますので、引き続きご愛読いただけますようよろしくお願いいたします。

また、まだ小さな取り組みではありますが、ノベルティグッズを作成いたしました。デザインは複数案から社内投票で決定したものとなり、当社グループのサービスをアイコン化したデザインとなります。

30名様にプレゼントさせていただきますので、ご希望の方は右記の検索からお問い合わせフォームにアクセスいただき「トートバッグ希望」とご明記の上、ご応募をお願いいたします。ご当選の方にはメールにてご連絡をさせていただきます。



OAGグループ お問い合わせ



2021年
12月10日開催!

AGミーティング

コロナ禍ということもあり、前年に引き続き、会場参加者を限定した上でオンライン配信と併用で実施いたしました。グループ経営理念の唱和、基調講演、2021年度業績、来期方針、そしてアワード表彰など盛りだくさんの内容を半日かけて全グループ社員で共有をいたしました。



OAGグループ代表 太田孝昭



会場:京王プラザホテル(東京・新宿)

経営理念の唱和、2021年度業績



㈱OAGグループ経営管理本部 取締役本部長 前田強

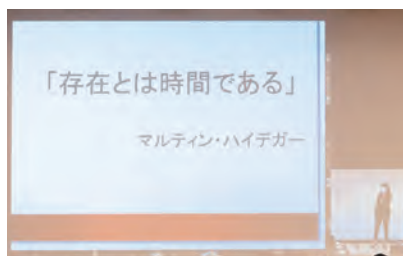


㈱OAG 財務・経理部長 小林伸行



基調講演 講師 筑波大学人文社会科学研究科准教授 五十嵐沙千子 様

「幸せに働くためにはどうすべきか?」というテーマでご講義いただきました。ワークを取り入れた体験型のご講義であったため、自分自身のことを見つめ直すきっかけにもなり、多くの社員にとってとても貴重な機会となりました。



来年度方針



㈱OAGグループ営業本部 取締役本部長
㈱FOODOAG 代表取締役社長 田中繁明



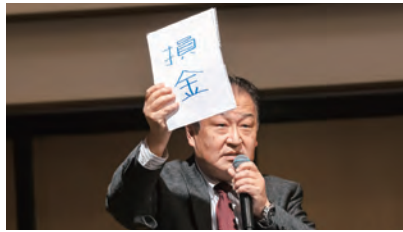
㈱OAGコンサルティング
IT・会計コンサルティング部 取締役部長 大網小百合



㈱OAGコンサルティング
M&A部 取締役部長 細島雄樹



㈱OAGコンサルティング アセットマネジメント
プロパティマネジメント室長 **血海信之**



㈱OAGコンサルティング
保険(リスクマネジメントサポート室)マネジャー **口田寛**



㈱OAGコンサルティング
トータルサービス部 取締役部長 **平田実**



㈱OAGアウトソーシング 代表取締役社長 **大谷洋一郎**



㈱OAGビジコム 代表取締役社長 **田中晋平**



OAG監査法人 代表社員 **今井基喜**



OAG弁護士法人 代表弁護士 **清水陽介**



OAG司法書士法人 代表司法書士
㈱OAGライフサポート 代表取締役 **太田垣章子**



OAG税理士法人 代表社員 **太田隆介**



㈱OAG 人事総務部長 **寺嶋悟**



休憩時に提供

OAGチャレンジアワード 表彰式

今回で第3回目となりますが、社内で新しい発想を創出する取り組みとして実施しており、今年度は全16チームがエントリーをし、4チームが最終選考に残りました。最終選考の4チームが1年間の成果をプレゼンいたしました。

最優秀賞



チーム名
PGC (positive-growth-cycle)
テーマ名
税務相談問い合わせ業務の効率化

優秀賞



チーム名
かんたん納税
テーマ名
No Cash Tax Payment

敢闘賞



チーム名
先取り!少数株主対策PJT
テーマ名
少数株主対策サービスのパッケージ化

敢闘賞



チーム名
OS-LABO
テーマ名
スタートアップ withクラウド会計

今期のOAGグループにもご期待下さい。

知らないといと損をする!?

中小企業経営強化税制と 事業再構築補助金のセットプレー



株式会社FOODOAG
FOODコンサルティング事業部
岩下直人

緊急事態宣言等の解除が令和3年10月1日に実施されてから、徐々に日常が取り戻されつつあります。それは、規制対象になっていた飲食店も例外ではなく、コロナ禍前の賑わいが戻りつつあります。緊急事態宣言下では時短協力金の支給があり、現状も各種補助金・助成金の申請・支給が可能となっています。各種支援施策により、コロナ禍でのダメージを多少なりとも軽減でき、「黒字化」するところも少なくない中、経営手段として優遇税制の活用は注目を集めています。

知らないといと損をする!？優遇税制

法人税^{※1}について、即時償却または取得価額の10%^{※2}の税額控除が選択適用できる制度、中小企業経営強化税制をご存じでしょうか？

直接減税できる数少ない制度のひとつで、事業拡大を画策されていれば、ぜひセットで実施いただきたいキャッシュフロー貢献度の高い制度です。ただし、事前に制度の概要を把握していなければ、適切に適用できなくなってしまうケースが多いため、ポイントを解説いたします。

※1 個人事業主の場合には所得税

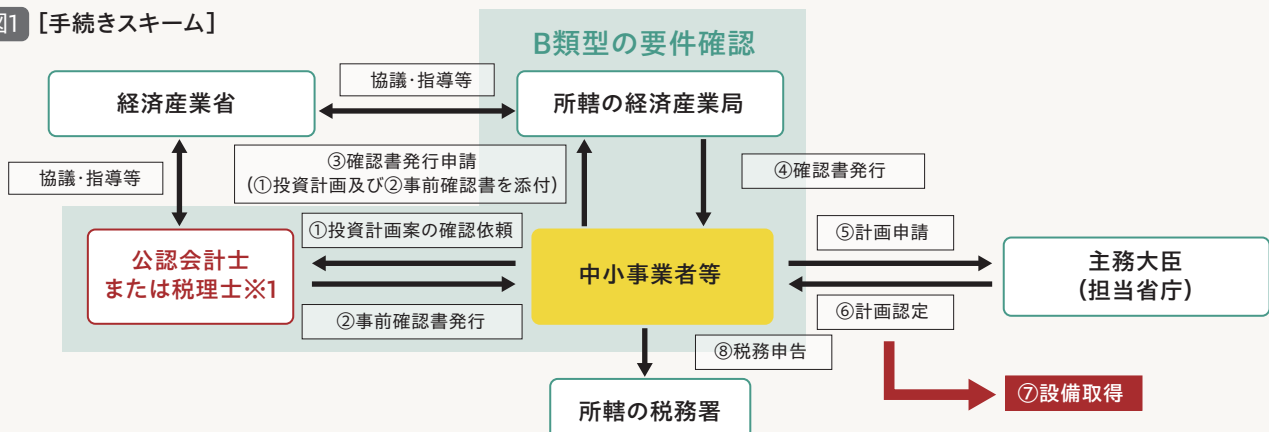
※2 資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%、上限は法人税額または所得税額の20%

経営力向上計画と中小企業経営強化税制の概要

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画です。法人組織等全体の事業展望を表す「事業計画」に比べると、一プロジェクトのみでも策定可能な点で比較的安易です。しかし、手続きが複雑であり、設備投資等のタイミングが適切でない場合はメリットを受けることができなくなってしまう点に注意が必要です。

手続きのポイントは、<図1>のとおり提出先が大きく3つある点です。①「公認会計士または税理士」、②「所轄の経済産業局」、③「主務大臣(担当省庁)」に、その順に計画書等を提出するとともに、その結果として①-1事前確認書、②-1確認書、③-1認定書を取得する必要があり、各取得のタイミングや期日を<図2>のように守らなければいけません。設

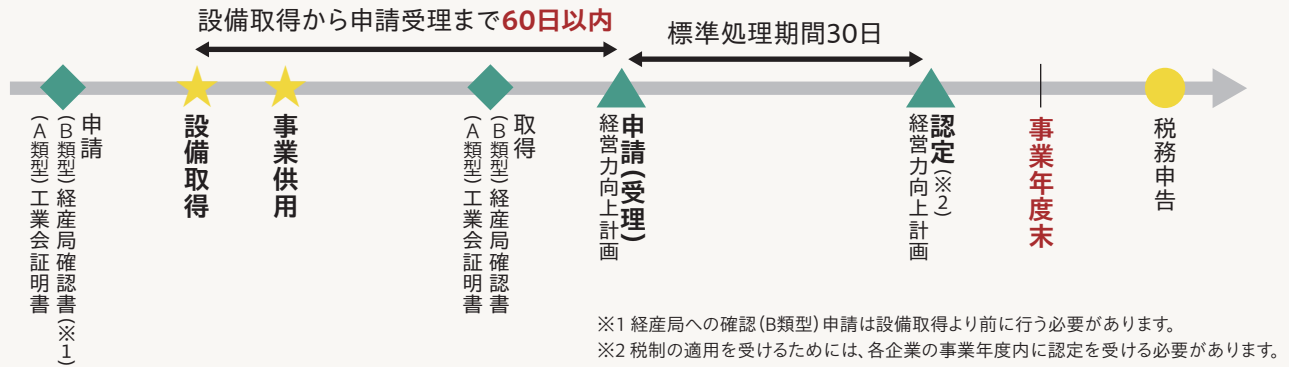
図1 [手続きスキーム]



※1 本スキームを利用する際は、導入者の企業規模によらず、公認会計士・税理士の確認が必要となる(会計監査人や顧問税理士等でなくても可)

図2 【設備取得のタイミングと各申請期日】

【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合



備取得の前に、②の提出まで終え、設備取得から60日以内に、③へ提出をし、その事業年度の末までに③の認定を受ける必要があります。

また、中小企業経営強化税制とは、青色申告書を提出する④中小企業者等が、⑤指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき⑥一定の設備を新規取得等して⑦指定事業の用に供した場合、税制優遇を適用することができます。

④中小企業者等とは、以下の要件に当てはまる法人または個人を指します。

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 - 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
 - 協同組合等
- ※中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限ります。
 ただし、次の法人は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。
 ①同一の大規模法人(注)から2分の1以上の出資を受ける法人
 ②2以上の大規模法人(注)から3分の2以上の出資を受ける法人
 ③前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人
 (注)大規模法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

⑤指定期間は、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間を指し、⑥一定の設備とは、以下の図表<図3>をご参照ください。

図3

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	中小企業経営強化税制 即時償却又は税額控除10% (※7%) 生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 <hr/> 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資 <hr/> デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれ <hr/> 経営資源集約化に資する設備 (D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率の改善が見込まれるパッケージ投資			
	中小企業投資促進税制 (中促) 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用		※商業-サービス業-農林水産業活性化税制は 令和3年3月31日をもって廃止されました	

■を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
 ※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

代表的な注意点として、リース資産の取扱いにおいて、ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能(即時償却は利用不可)となります。なお、税額控除額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。

⑦指定事業とは、以下の事業を指します。

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(一定の類型を除き(注4参照)、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する事業を除きます。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、不動産業、情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合(他に分類されないもの)、サービス業(他に分類されないもの)

(注1) 中小企業投資促進税制の対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。

(注2) 電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業(映画業を除く)等は対象になりません。

(注3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

(注4) 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業は、生活衛生同業組合の組合員が営むもののみが指定事業となります。

第5次公募事業再構築補助金とのセット適用

中小企業経営強化税制は、国または地方公共団体から補助金を受けた場合でも適用ができ、また、事業再構築補助金も経営力向上計画の認定がされた設備であったものが受給の対象となるので、つまり相互の適用が可能です。

予測外の年間所得が発生しそうな場合など、中小企業経営強化税制を活用して、前向きに事業展開をご検討下さい。

ご不明点は、OAGグループ 株式会社FOODOAGまでご連絡お待ちしております。

★引用元

中小企業庁 「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」(令和3年度税制改正対応版)

URL : https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf

上記URL内、P1、7、11より引用しております。

飲食店専門特化の財務支援サービスは、
FOODOAGへご相談ください!!
(フードオーエージャー)



FOODOAGでは、『キャッシュフロー経営』の視点を活かして、開業時から多店舗拡大までのあらゆるステージで、多くの財務コンサルティング実績から蓄積された『ノウハウ』により、飲食店様の成長を支援いたします。

お問い合わせ先

株式会社FOODOAG

FOODコンサルティング事業部

Tel. **03-3237-7505**

ホームページ



お問い合わせフォーム





いち早く取り組むために知っておきたい

改正電子帳簿保存法!



株式会社OAGコンサルティング
松田 光弘

令和4年1月1日から改正電子帳簿保存法が施行されます。電子帳簿保存法は、簡単に言うと、従来、紙で保存していた国税関係帳簿、国税関係書類を「電子データ」で保存する際の保存方法を定める法律です。電子帳簿保存法の対象帳簿・書類と保存方法のイメージを表に表すと、以下のようになります。

区分	国税関係帳簿	国税関係書類			電子取引
		決算関係書類	取引関係書類		
			自社が作成する書類(の写し)	取引先から受領する書類	
例	仕訳帳 総勘定元帳	貸借対照表 損益決算書 棚卸表	見積書(控) 契約書 請求書(控) 領収書(控)	見積書 契約書 請求書 領収書	EDI取引 ネット取引 メール取引 クラウド取引
保存方法	データ保存		スキャナ保存	データ保存	

実は電子帳簿保存法自体は平成10年から施行されていましたが、2019年末の導入率はデータ保存・スキャナ保存合わせて7%(27万6千件)と、ほとんど普及が進んでいません。特にスキャナ保存の要件が厳しく、普及率は0.1%(4千件)に留まっています。

改正電子帳簿保存法では、要件のハードルが大きく緩和されるため、普及がぐっと進むと言われています。今回緩和されるポイントのうち、主要なものは次の3点です。①税務署への事前申請が不要になります。②スキャナ保存について、タイムスタンプが必須ではなくなります。③スキャナ保存について、ダブルチェックと定期検査が不要になります。

ただし一方で、厳格化されることもあります。メールやインターネット、受発注システムでやり取りした取引データ(請求書など)について、従来は印刷して紙で保存することが許容されていましたが、改正電帳法施行後は、電子データでの保存が必須になります。この点は電子取引を行っている全事業者が対応しなければなりません。先日の令和4年度税制大綱の発表により、電子取引データのデータ保存に2年の猶予期間が設けられる動きとの報道がありましたので、この2年のうちに体制を整える必要があると言えます。

電帳法対応のメリットは、主に次の4点と言えます。

・1点目は、省スペース化です。従来紙で保存していた帳簿・書

類をデータで保存することで、紙を保管するためのキャビネットやロッカーが不要になり、倉庫で保管する場合の費用などもコスト削減に繋がります。

・2点目は、DX化と業務効率化です。パソコンを通じてシステムを操作すれば帳簿・書類をデジタルデータで処理できますので、郵送作業、ファイリング作業といった手間のかかる事務作業を省くことができます。

また、必要な情報を手作業、手入力処理するのではなくデジタル化することは、DX化のための重要なFirst Stepとなります。

・3点目は、テレワーク環境の整備です。システムで帳簿・書類データを管理することで、社外でも業務が可能になり、働き方の多様化に繋がります。

・4点目は、環境への貢献です。昨今はSDGsへの対応が広く求められています。紙の使用を抑えることはCO₂の削減にも繋がりますので、社会的責任を果たすことにもなります。

ところで電子帳簿保存法の対応をすると、税務調査はどのように行われるのか、気にされている事業者様も多いと思います。おそらく対応事業者様への調査では、調査官がノートパソコンを持参し、データをUSBなどで受け渡すことになるかと思われます。つまり紙ではなく、データを受け渡すようになることが、変わる点と考えられます。

現在、コロナ禍を経て多くの事業者がデジタル・トランスフォーメーションへの取組みに関心と意欲を持っています。そのため、電子帳簿保存法も今回の改正をきっかけに、多くの企業が導入に動くことが見込まれます。対応の遅れは競争力の低下に繋がる恐れがあるとも言えます。

しかしご安心ください。弊社、株式会社OAGコンサルティングはDX・IT業務効率化コンサルティングを得意としており、実績も多数ございます。私どもにお任せいただければ、デジタル・トランスフォーメーションも、電子帳簿保存法も、スムーズな対応が可能です。弊社は事業者様の現状を調査し、事情に合わせた業務フロー、システムなどの提案をいたします。導入後も必要に応じて現場への浸透と運用定着をサポートします。現状をお伺いしてから、具体的なご提案・お見積りをご考えておりますので、まずは個別面談をお申込みいただければ幸いです。

お問い合わせ先

株式会社OAGコンサルティング Tel. 03-3237-8008

私の Off-Time

グループ営業本部
蛭川恵実

ほっこり。カピバラ・ウォッチング！

皆さま、カピバラをご存じでしょうか？ 世界最大級のげっ歯類(ねずみの仲間)です。カピバラとの出会いは伊豆シャボテン公園。のほほんとした人懐っこい姿にハマってしまいました。ここは「元祖・カピバラの露天風呂」としても有名で、毎年11月下旬から4月上旬の週末には“ゆず湯” “バラの湯” “リンゴの湯”など、様々な変わり湯も登場します。

温泉に浸かったカピバラ達の目はうっとり・とろ～んとして、まさに至福の時を迎えます。まったりしていると思いきや、身体が温まってくるとお湯に潜ってシンクロのようにくるくると回ったり、互いにじゃれ合ったりと、見飽きることはありません。

シャボテン公園ではカピバラに餌やり体験もできます。好物の草をあげるのですが、普段はおっとりしている彼らも、この時ばかりは「仁義なき戦い」が勃発。親子・兄弟入り乱れての葉っぱ争奪戦です(汗)。

私の地元、神奈川県横須賀の「ソレイユの丘」でもカピバラと触れ合うことができます。広大な花畑もあり、今の季節は一面の菜の花が楽しめます(自称、三浦半島のプロヴァンス!)。

実は私、ゴッドハンドの持ち主(ただしカピバラ専門)。お尻、喉の辺りや頬などがカピバラのツボです。毛はタワシのように固いので、少々コツが必要です。マッサージを始めると毛がボワッと逆立ってきます。そのうちゴロ～んと転がりお腹も見せて、完全無防備状態です(笑)。

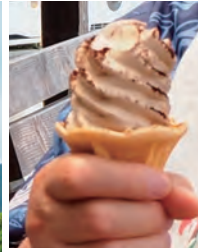
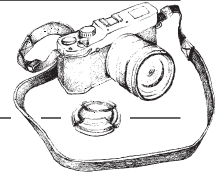
コロナ禍の丸2年、カピバラに会いに行けない日々が続きました。今年こそ各地のカピバラと再会し、癒される日々が戻ることを願っています。カピバラ好きな方、是非カピバラ・ウォッチングご一緒しませんか？



安のカメラ紀行

Photo by Yasuyoshi Wada

山陰の旅



半世紀振りに2泊3日の山陰の旅に行ってきた。半世紀前は山梨県から車で1週間かけて山陽から山陰まで走り抜けてきましたが、気軽に撮れるスマホもデジタルカメラもなかったので残っている写真も殆どなく記憶も忘却の彼方になっていたので、初めて訪れる気分でまずは鳥取まで飛行機で向いました。鳥取県は人口の一番少ない県であり鳥根県は二番目に少ない県ですが、両県で何故か空港が5つもあります。やはり新幹線がなく東京から列車・車で行くにはあまりにも遠いからでしょうか。(或いは政治力で作った空港ではないと思います。田・石破がいます)又空港の愛称名も面白いです。出雲縁結び空港・鳥取砂丘コナン空港・米子鬼太郎空港・隠岐世界ジオパーク空港等です。

羽田空港から鳥取砂丘コナン空港までは約1時間半のフライトでした。その後レンタカーで鳥取砂丘まで向かい、到着したのはちょうど11時でした。晴天にもかかわらずコロナ禍の中で観光客は疎らで、遠足で来ていた小学生達を横目で見ながら砂丘入り口から海岸線まで砂を踏みしめながら小高い砂の丘に何とか登りました。光り輝く紺碧の海原と大きく広がる黄砂の砂丘の中で空・海・砂丘の大パノラマを眺望することが出来ました。その後砂丘のレストランでは梨ソフトクリームと梨ジュースを美味しく戴きました。

鳥取砂丘を後にして次に向かったのは隣県の鳥根県安来市にある足立美術館です。地元出身の実業家・足立全康(あだちぜんこう)氏が1970年(昭和45年)に開館し、質量ともに日本一として知られる横山大観の作品は総数130点にのぼり、足立コレクションの柱となっています。もう一つの特色は、その広大な日本庭園です。庭園は面積5万坪に及び全康氏自らが、全国を歩いて庭石や松の木などを捜し

「安のOAG思い出徒然日誌」も綴っていきます!

自称「安」がOAGの前身である太田会計事務所(株)シーケーションシステム研究所に入社したのは、太田代表が創業した年で昭和の幕が下りる前年である昭和63年12月のことでした。以来定年退職する平成31年までの間、まさに平成の時代と共にOAGに勤めてきたことになりました。

この度、広報誌の1頁に渡って「安のカメラ紀行」を掲載することになりましたが、折角空けて戴いた頁ですので、安のカメラ紀行と共に随時OAGの思い出を振り返ることにより、この広報誌を読まれる顧問先様やお客様そしてスタッフに現在のOAGグループに至るまでの(大雑把な)歴史を多少なりとも広報出来ればとの思いで「安のOAG思い出徒然日誌」を追加させて頂くことになりました。30数年前からの出来事を辿ることは記憶も曖昧になっていますし、書類や写真もあまり残っていませんので、どこまで語ることが出来るか不安ではあります。又あくまで公けではなく「安」の個人的な思い出日誌ですので、そこはご理解を頂きたいと思えます。広報担当者のご支援を受けながら綴っていくように思っていますので、「安のカメラ紀行」と共に宜しくお願い致します。

てきたといえます。専属の庭師や美術館スタッフが、毎日手入れや清掃を行っていて「庭園もまた一幅の絵画である」という全康氏の言葉通り、確かに絵画のように美しい庭園は素晴らしいものでした。毎年60万人以上は訪れる人気の観光スポットですが、やはりコロナ禍で閑散としていて、静寂さの中で独り占めするかの様に華麗な庭と絵画を堪能することができました。

一日目の宿は米子市の北側、日本海に面した山陰を代表する海辺の温泉地の皆生温泉にしました。到着後早速、温泉に浸かりましたが、観光地が閑散としていたにもかかわらず湯船は何故か混雑していました。隣で浸かっていた旅人に「どちらからいらっしやったのですか」と聞いたら「県内からです。県内だけで使えるGotoトラベルを利用して来ました」と言っていました。2021年6月のコロナ禍での観光地の状況を垣間見た一日目の温泉宿でした。

トピックス

》 「こどもすぽりんびっく」に協賛させていただきました



当社のお客様である株式会社バディ企画研究所(バディスポーツクラブ)様が運営された「こどもすぽりんびっく」に協賛させていただきました。11/20(土)・21(日)の2日間にわたり開催され、年中・年長・1年生・2年生を対象とし、当日は同伴者の方々も含めて、4,000人近い方々にご参加いただきました。



会場:セガサミースポーツアリーナ
(東京都江東区)



種目:サッカー・野球・バスケット・柔道・ボルダリング・卓球・テニス・柔道・体操・バトミントン・陸上・ラクロス・チアダンス・水泳・ラグビー・スカッシュ・トライアスロン

すぽりんびっく



ウェビナー情報

》 各種ウェビナーの開催情報をお知らせします

- セミナー名 (株)アイル様×OAG共催
中小企業における
データ活用オンラインセミナー

- 開催日時
1月18日(火) 14:00~15:00
無料

詳細
お申し込み

- 担当
(株)OAGコンサルティング
Tel.03-3237-8008



- セミナー名 (PCA)株主催
令和4年税制大綱読み解きセミナー

- 開催日時
1月28日(金) 13:30~14:30
無料

詳細
お申し込み

- 担当
OAG税理士法人(大阪支店)
Tel.06-6310-3102



- セミナー名 (株)NHK文化センター NHKカルチャー
家族に頼らない おひとりさまの終活

- 開催日時
3月6日(日) 13:00~14:30
受講料:3,300円

詳細
お申し込み

- 担当
(株)OAGライフサポート
Tel.03-6261-4145



メディア掲載情報

》 OAGグループの活動を発信しています

- 現代ビジネス 2021.12.15掲載
OAG司法書士法人 代表司法書士 太田垣章子
(株)OAGライフサポート 代表取締役

前編

『実家の援助で「5,800万円のマイホーム」をたて「家庭が崩壊」した、ある夫婦の悲劇』



後編

『夫のうつ病で「4,600万円のマイホーム」を手放し、自己破産…すべてを失った50代女性の悲劇』



- ダイヤモンドオンライン 2022.1掲載
OAG行政書士法人 行政書士 加藤健司
「相続税対策は「節税」だけじゃない!
手続きにかかる意外なお金とは?」

ダイヤモンドオンライン OAG行政書士

- 東洋経済オンライン 2022.1掲載
OAG行政書士法人 行政書士 加藤健司
「相続の第一歩は「遺言書」から!」

東洋経済オンライン OAG行政書士



■住所 東京都千代田区五番町6-2
ホームネットホライゾン
tel.03-3237-7500

■発行人 グループ代表 太田 孝昭
■編集人 グループ経営管理本部 広報部

